

重要事項説明書

令和6年12月1日改訂

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 044-935-5200 (8時30分～17時)
担当 生活支援係長・生活相談員

2 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類

事業所名	特別養護老人ホーム多摩川の里
所在地	川崎市多摩区中野島6-13-5
介護保険事業所番号	介護老人福祉施設 神奈川県第1475402911号

(2) 事業所の職員体制等（介護老人福祉施設及び短期入所生活介護）

職種	人員	資格等	
管理者	1名（常勤1名、非常勤0名）	介護支援専門員	1名
事務員	2名（常勤2名、非常勤0名）		2名
生活相談員	1名（常勤1名、非常勤0名）	介護支援専門員	1名
介護支援専門員	1名（常勤1名、非常勤0名）	介護支援専門員	1名
栄養士	1名（常勤1名、非常勤0名）	管理栄養士	1名
医師	2名（常勤0名、非常勤2名）	内科、精神科	2名
機能訓練指導員	1名（常勤0名、非常勤1名）	理学療法士	1名
介護 看護 職員 等	看護職員	4名（常勤4名、非常勤0名）	看護師・准看護師
	介護職員	35名（常勤21名、非常勤14名）	介護支援専門員
			社会福祉士
			介護福祉士
			初任者研修
計	39名（常勤25名、非常勤14名）		
計	47名（常勤30名、非常勤17名）		

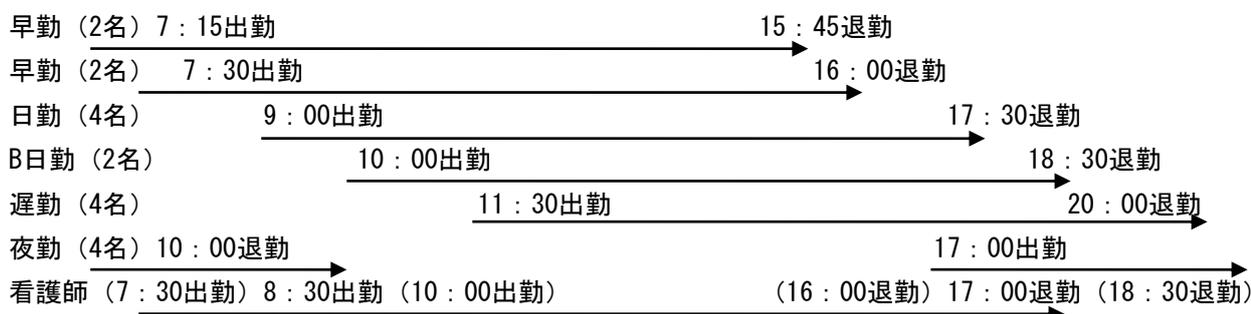
(3) 事務所営業時間

8時30分～17時

※土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は休日

(4) 介護・看護職員の勤務体制

7:00 8:00 9:00 10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00 20:00



3 利用料金

(1) 基本料金

ア 利用料

1月あたり 厚生労働大臣が定めた介護報酬上限額以内（利用者負担金は原則として介護保険負担割合証に記載された負担割合のとおりとなります。）

イ 当施設に該当する加算

- (ア) 精神科医師療養指導加算
- (イ) 日常生活継続支援加算
- (ウ) 夜勤職員配置加算
- (エ) 介護職員処遇改善加算
- (オ) 看護体制加算
- (カ) 科学的介護推進体制加算

ウ 該当する場合に算定する加算

- (ア) 療養食加算
- (イ) 初期加算
- (ウ) 安全対策体制加算
- (エ) 外泊時費用
- (オ) 退所時等相談援助加算
- (カ) 在宅復帰支援機能加算
- (キ) 経口移行加算
- (ク) 若年性認知症入所者受入加算
- (ケ) 経口維持加算
- (コ) 口腔衛生管理加算
- (サ) 看取り介護加算

(2) 食事提供費

ア 食事提供費 1

1日あたり、1,750円

（介護保険負担限度額認定証をお持ちの方はその負担限度額になります。）

イ 食事提供費 2（行事などの際、食事提供費 1 に上乗せする額です。）

その都度、掲示をします。希望制

1食あたり 100円～1000円（メニューによって異なります。）

(3) 居住費

ア 多床室（相部屋） 1日あたり 915円

イ 個室 1日あたり 1,231円

外泊または入院時にお部屋を確保している場合、居住費は徴収させていただきます。

但し、短期入所に利用した期間の費用は発生しません。

(4) その他の料金

ア 金銭管理費

1月あたり 2,000円（金銭管理サービス申込書による希望制）

イ 健康管理費（インフルエンザの予防接種など。希望制）

(5) 通常のサービス提供の範囲を超える費用

ア 個人の希望に基づくサービスとは関係のない費用 希望者のみ 実費負担

- ① 個人で使用する日常生活品及び嗜好品の購入費用
- ② 個人の希望による外出への付き添い費用（交通費・入館料等のサービス利用料）
- ③ 個人の必要により所持品を処分する際の費用

- ④ 理美容代（個人の希望により、外部の理美容店等に取り次ぐ場合の理美容代）
- ⑤ クリーニング代（個人の希望により、外部のクリーニング店等に取り次ぐ場合のクリーニング代）

イ 医療消耗品のうち、医療保険の対象とならないものであって、入所者個人の特別な疾患に基づき提供されるものに係る費用 実費負担

ウ 材料費

1回あたり 1,000円以内（希望者が参加するクラブ活動・レクリエーションの材料費など）

(6) その他

介護報酬に係る自己負担分・食費・居住費・金銭管理費は、原則として口座自動振替（ご指定の金融機関の口座から月1回引き落としします。）とさせていただきます。重要事項に定めるその他の料金については、その都度のお支払いとさせていただきます。

4 身体拘束について

当事業所では、介護にあたりやむをえない場合を除いては一切の身体拘束をいたしません。これについては別に定める「特別養護老人ホーム多摩川の里身体拘束についての取扱要領」のとおりです。

5 虐待防止について

- (1) 当事業所では、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。
 - ア 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
 - イ 虐待防止のための指針を整備します。
 - ウ 虐待を防止するための研修を定期的実施します。
 - エ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- (2) サービス提供中に、当該施設従業員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

6 個人情報保護について

当事業所は、当事業所が扱う個人情報の重要性を認識し、別に定める当法人の個人情報保護要綱及び当事業所の個人情報保護に対する基本方針に基づき、その適正な保護に努めます。

事業従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことはありません。その職を退いた後も同様です。

7 緊急時における対応について

事業従事者は、サービス提供中に利用者に病状の急変等が生じたときは、速やかに医療機関等への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

8 事故発生時の防止策及び事故発生時の対応について

- (1) 当事業所では、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じます。
 - ア 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防

止のための指針を整備します。

- イ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備します。
- ウ 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行ないます。
- エ 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

- (2) 利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、各関係機関、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (3) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。

9 衛生管理等について

- (1) 入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行ないます。
- (2) 当該施設において感染症又は食中毒の発生予防、又はまん延の防止のために、対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に月1回以上実施し、その結果について従業者に周知を図ります。
- (3) 前項の防止のため指針を整備すると共に、従業者に対し定期的に研修及び訓練を実施します。

10 災害防止について

事業管理者は、利用者の災害防止に努めるとともに、非常災害に対して必要な設備を設け、非常災害時の通報および連絡体制を整備、災害の予防措置ならびに避難誘導等の訓練を継続して行います。訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

11 業務継続について

- (1) 当事業所では、感染症や非常災害の発生時において入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画という。」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとしします。
- (2) 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なうものとしします。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとしします。

12 カスタマーハラスメントについて

- (1) 当法人は全ての職員に対して、労働契約法第5条により安全配慮義務を負っています。「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）に基づき、以下の行為をカスタマーハラスメントとして取り扱うこととしします。

ア ご利用者等による身体的暴力・精神的暴力・セクシャルハラスメント等

イ 過剰または不合理な要求

- ・合理的理由のない謝罪の要求
- ・事業団職員に関する解雇等の法人内処罰の要求
- ・社会通念上相当程度を超えるサービス提供の要求等

- ウ 合理的範囲を超える時間的・場所的拘束
- エ その他ハラスメント行為等

13 相談窓口、苦情対応

事業管理者は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者またはその家族への説明等必要な措置を行います。

○当事業所の相談窓口

①電話番号	044-935-5200	②FAX番号	044-935-3511
③対応者	生活支援係長・生活相談員	④対応時間	8時30分～17時

○当法人の第三者委員会

①電話番号	044-829-1829	②FAX番号	044-829-1840
③対応者	事務局苦情受付担当	④対応時間	平日の8時30分～17時
⑤メールアドレス	dai3sya@kfj.or.jp		

○川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課事業者指導係

電話番号 044(200)2910

○多摩区役所保健福祉センター 高齢・障害課

電話番号 044(935)3266

○神奈川県国民健康保険団体連合会 介護福祉部 介護保険課 介護苦情相談係

電話番号 045(329)3447

14 福祉サービス第三者評価

第三者評価の有無	実施済み
実施した直近の年月日	令和2年3月
実施した評価機関の名称	公益社団法人神奈川県社会福祉士会
評価結果の開示	法人ホームページ 川崎市ホームページ かながわ福祉サービス第三者評価推進機構

15 当法人のサービスの方針等

利用者の人格を尊重し、施設機能を十分に活用した質の高いサービスの提供を図ることにより、高齢者福祉の向上に努めます。また、その実現のため活力ある職場づくりを計画的に推進するとともに、職場研修の実施及び関係機関の開催する研修への積極的な参加に努め、職員の資質の向上を図ります。

16 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人川崎市社会福祉事業団
代表者名	理事長 佐川 道夫
法人所在地	川崎市高津区久地3-13-1
電話	044-829-1829

業務の概要	社会福祉施設・事業の運営 実施事業（障害・高齢・児童）
事業所数	34施設

※ 詳細は「リーフレット」をご覧ください。

【 説明確認欄 】

令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

(事業者)

所在地 川崎市多摩区中野島6-13-5
 事業者名 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団
 特別養護老人ホーム 多摩川の里

施設長 _____ 印

説明者 _____ 印

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受け同意し、交付を受けました。

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(身元引受人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印